

中国人訪日個人観光ビザの取得要件追加緩和等について

○ 中国人訪日個人観光ビザの取得要件追加緩和(2011年9月実施)

①「一定の職業上の地位要件」の撤廃

「一定の『職業上の地位』及び『経済力』を有する者」⇒「一定の『経済力』を有する者」

②滞在期間の延長

15日 ⇒ 旅行日程に応じて15日又は30日のいずれか

【参考①】 個人観光ビザ 創設 (2009年7月～)

【対象者】 「十分な経済力のある者」

【実施時期】 2009年7月から 北京、上海、広州の公館 において試行開始

【参考②】 個人観光ビザ 取得要件緩和 (2010年7月～)

【対象者】 「一定の『職業上の地位』及び『経済力』を有する者」

【実施時期】 2010年7月から 中国全土7公館 で受付開始

【参考③】 沖縄を訪問する中国人個人観光客に対するマルチビザ

対象者	<u>十分な</u> 経済力を有する者及びその家族
有効期間	3年
日本での滞在期間	90日以内
訪問地域に関する発給条件	1回目は必ず沖縄を訪問(観光目的で最低一泊以上) 2回目以降沖縄訪問は条件とならない、かつ、観光以外でも、親族友人訪問、商用、療養等を目的とする訪問も可。
施行日	2011年7月～